

令和7年度第4回国立市教育委員会いじめ問題対策委員会

日 時: 令和8年3月23日(月) 午後6時30分～午後7時30分

場 所: 国立市役所3階 教育委員室

出席委員: 小林委員長、山田委員、長谷川委員、小暮委員、大島委員、坪坂委員、
田島委員、増井委員

次 第

1. あいさつ

2. 議事

- (1) 報告1 「令和7年度 取組について」
- (2) 協議1 「次年度の取組について」
- (3) 協議2 「委員会の総括と提言」

1 国立市教育委員会あいさつ

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告1 「令和7年度 取組について」

事務局より、今年度の主な活動実績について以下の報告がなされた。

① いじめ防止対策推進法に基づいた対応

5月の年間計画策定に始まり、6月・11月のふれあい月間調査の分析、重大事態への対応報告等、計6回の委員会を開催した。

② 学校視察の実施

11月から1月にかけて、各委員が市立小中学校を2校ずつ視察し、各校のいじめ対策委員会の状況を把握した。

③ 関係機関との連携

いじめ問題対策連絡協議会(9月)や、生活指導主任会と兼ねた連絡会を通じて、関係機関や各校との情報共有を図った。

④ 啓発・教育活動

弁護士によるいじめ防止授業(主に小6対象)や、中学校でのスクールバディ・サポート(講演会、交流会等)を実施した。また、タブレット端末を活用し「いじめ総合対策(子供版)」を児童生徒に周知した。

(2) 協議1 「次年度の取組について」

報告を受け、委員より次年度の施策に向けた以下の意見・提言がなされた。

項目	主な意見・提案内容
いじめ防止授業の拡充	現在小6中心の弁護士授業を、中学年(小3・4)など早期から段階的に実施することを検討すべき。発達段階に合わせたオーダーメイドの教材活用も視野に入れるとよい。
児童生徒の主体性の育成	いじめの定義の認知だけでなく、子どもたちが「なぜいじめが起きるのか」を自ら考え、自治能力を高めるような話し合いの場が必要である。
視察・参観の充実	学校独自の「いじめ防止授業」や「道徳授業地区公開講座」を委員が参観し、現場の啓発教育の実態をより深く把握する機会を設けるとよい。
外部相談機関との連携	「国立市子どもオンブズマン」等の学外機関に寄せられる相談状況を把握し、学校外の調整機能をいかに活用するかを検討課題とするのはどうか。
教職員の対応力向上	事案発生時の初期対応(聞き取り技術や5W1Hの整理)について、専門的な知見(司法面接の手法等)を参考に、現場の先生方が活用できるガイドラインを提示してはどうか。

(3) 協議2 「委員会の総括と提言」

人権意識の定着：いじめ対応は人権問題であるという教員の意識を再確認し、学校が組織として機能するようサポートを継続する。